

柴田町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第12号

柴田町契約規則の一部を改正する規則

柴田町契約規則（平成24年柴田町規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第21条（略）</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7） 契約の解除に関する事項</u></p> <p><u>（8）（略）</u></p> <p>（前金払等保証証書の寄託）</p> <p>第33条 契約担当者は、前金払及び中間前金払をする旨の契約を締結した場合において、契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結したときは、保証証書の寄託を求め保管しなければならない。<u>ただし、契約の相手方は、当該保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、契約の相手方は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>第21条（略）</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）（略）</u></p> <p>（前金払等保証証書の寄託）</p> <p>第33条 契約担当者は、前金払及び中間前金払をする旨の契約を締結した場合において、契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結したときは、保証証書の寄託を求め保管しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。